

2012/02/14

修士レベル化に向けての諸方策について

村山紀昭

学校・教育委員会と大学との連携をベースに、修士レベル化に向けての準備を地域ごとに計画的に推進する。

1 基本的視点

- (1) 将来の免許法の大幅改正を想定しつつ、基礎免許状、一般免許状、専門免許状で得られるべき教員の資質能力について関係諸機関の共通理解を拡げつつ教員の専門職基準策定をできるだけ早期にめざす。
- (2) 当面予想される教員の大量退職・採用に支障をきたさず、高度の資質能力を有する教員の採用を幅広く進めるために、国立の教員養成大学・学部のみならず、国公私を含む一般大学の修士課程・博士課程や社会人からの教職参入を促進する。
- (3) 修士レベル化に向かう取り組みと連動させつつ、学校現場の課題に応える国公私全体の学部教職課程の改善・強化を推進する。
- (4) 学校・教育委員会と大学の連携に基づく地域ごとの修士レベル化推進の意欲的な取り組みに関して必要な財政措置を、国及び地方の教育振興計画に盛り込むなどにより可能な限り措置する。

2 学部及び修士レベルで得られるべき教員の資質能力の基本

学部段階・・・教育の専門職として教職への使命感と教育的愛情を持ち、教科や学校教育の理論と実際にについて基礎的な知識と技能を確かに有し、かつこれを実際に応じて適用したり探求し続ける資質能力

修士レベル・・・教育の高度の専門職業人としての責任と自覚を持ち、同僚と協働しつつ学校の抱える課題に自立的に対応できる力量を有するとともに、グローバルな視野から新しい学びの組織化に創造的に取り組むことのできる資質能力

3 資質能力のモデル化と地域ごとの修士レベル化の計画的促進

- (1) 学校現場に根ざした実践的トレーニング、研究者教員と実務家教員との緊密な協働、実践からの省察を通じた現代的課題と学びに関する高度の事例研究を柱とするこの間の教職大学院の蓄積を、21世紀の高度専門職としての教職の職能形成のモデルとして定着させ確立する。
- (2) 上記を促進するために、修士レベル化の3つの方法、i) 学部修士連続型、ii) 採用直後型、iii) 現職再教育型について、大学と教育委員会が緊密に連携し、計画的に修士レベル化を推進する方策を追求することとする。
- (3) 名簿搭載期間の延長、大学院就学者を補う教員補充、教職大学院修了者のスクールリーダーとしての積極的な活用、現職進学者への授業料の援助の拡大などこれまで進められてきた取り組みをさらに拡充する。
- (4) 上記の3方法の中でii) 採用直後型に取り組む場合は、教育委員会と大学の合意を前提に初任者研修を免除し、学校における研修と融合した修士レベル課程が可能となるよう検討する。その際、原則として担任とはせず、1~2年にわたり系統的に学校現場を拠点に資質能力を確かなものにするようカリキュラムを工夫する（週3~4日の学校研修と週1~2日、長期休業中の大学での授業、学校現場への大学教員の日常的な訪問等）。
- なお、一定の経験を経た現職教員のためのスクールリーダーコースは引き続き充実する必要があり、本コースの現職教員が上記新卒者大学院生のメンターとなることが想定される。

コースでは、自立した教師の資質能力の確実な形成とともに新しい学びの組織化について基礎的な素養を養うものとする。そのために、連携する学校を、日常的な研修を重視した地域の先進校として位置づけられることが望ましい。

さらに、これらの取り組みについて、地域ごとに国として特別加配などの支援策を進め、高度専門職としての資質能力の向上の視点からその成果を継続的に検証していく必要がある。

(5) 各種法定研修に教職大学院の教育方法を一部組み込み、ひいてはこれを現職教員の教職大学院進学の際の単位として認定し、現職教員の修士レベル化を促進していくことも考えられる。

4 教職大学院の充実・拡充と既存教育学研究科との連携

(1) 教職大学院に、教育の現代的課題から喫緊の一定分野（理数科、英語、特別支援、ICT等）を新たに設けるとともに（山梨大に理数コースの先例がある）、未設置の地域に関して設置を促進する。

(2) 既存教育学研究科における実践的教育をいっそう強化しつつ、教職大学院と単位の相互認定、教員の相互協力を推進する。

(3) 教職大学院、既存研究科とも、免許未取得の一般大学卒業者や社会人のための特別コースなどの充実にさらに努めることとする。

(4) 教員組織上、学校教育分野については、教職大学院と既存研究科とをつなぐ中核的な分野として充実を図る必要がある。併せて、必要教員数に関する設置基準の大括り化を検討する。

(5) 修士レベル化を推進する上で、附属学校を、学校現場での学修・研修の拠点として活用し、その成果を公立学校に拡げることが期待される。

5 専修免許の見直しと一般大学学士、修士、博士課程修了者の教職参入の促進

- (1) 一般大学の修士課程における専修免許取得が、事実上当該学部の教科科目の積み上げによって行われている現状を変えて、教科又は教職単位の取得において、学校現場と教育の現代的課題に関する実践的な学習及び関連した学校現場での一定の実習を課すこととする。
- (2) 上記に関して、国公私一般大学・学部の修士課程と教職大学院が連携し、一部単位を教職大学院で履修することが可能となるようにする（緩やかなネットワーク化）。
- (3) さらにこれを拡充し、一定地域で国公私の教職大学院を核とした連合大学院ないし共同教育課程の設置を追求する（京都の連合大学院方式を参考に拡充）。
- (4) 免許未取得者の一般大学修士課程・博士課程修了者で教職志望の者に関して、教職大学院等で1種免許と併せて専修免許を取得できるコースを充実・拡充する。とくに高校の教科教員については、教職大学院の短期コースで入職が可能となるよう免許取得条件の柔軟化の可能性を検討する（静岡県でオーバードクター活用の新事業を実施）。
- (5) 社会人の一般大学学士課程修了者の教職志望者に関しては、教職参入を促進するため、教職大学院等での積極的な受け入れを促進する。

6 学部教職課程の改革

- (1) 修士レベル化を想定しつつ、18年答申に基づいて、教師としての基礎的資質能力を確かなものにするための国公私を通した学部教員養成の改革をさらに推進する。

(2) 教科専門の基礎的知識を深く身につけさせるとともに、教職への使命感を確かなものにするために、学校教育の実際と現代的課題に関する体験的・探求的科目の系統的履修を重視する。そのために、i) 授業法、学級経営、生徒指導等に関する教職科目の、学校現場に即した実践的な授業（大人数の一斉授業は避ける）、ii) これらと結びつけた4年間を通した学校現場などの体験活動、学校ボランティア活動、iii) 体験活動をふまえた学生同士の協働的な探求活動を教職課程の中核に位置づける。これを国公私共通のモデルコアカリキュラムとして策定し徹底する。これらの中で、とくに学生同士の協働を重視し、これにより社会性とコミュニケーション能力を向上させる工夫が必要。

(3) 学部段階で教科専門を学問的に系統的に教育することは重要であり、この点で教科専門の教員の役割は欠かせない。しかしそれは、学校現場の実際に可能な限り有益な形で行われるべきであり、学校で行われている教科の実際に即した教科専門教育の改善・充実にさらに努力が必要である。そのため、専門分野の個別的・部分的な授業に終わることなく、免許種ごとに該当教科の全体像を包括的に習得させ、「教科内容構成」につながるように努めることが重要である。また、総合大学などにおける教科専門の履修は、教育学的知見とは無関係に行われている場合が多く、当面教職課程委員会等で一定の指針を各学部向けに策定することが考えられる。

(4) 教科専門と教職とをつなぐ分野として、教育諸科学は極めて重要である。厚みがあり実践的知見を有した教育学研究を教職課程の中核として確立する必要がある。それにより、教職科目について基礎的教育学的知見とともに、学校課題に即した教育を徹底する必要がある。

(5) 教育実習については、母校実習は廃し、地域ごとに教育委員会と関係大学が共同してその目標、指導体制、実習生配置、評価方法を国公私の枠を超えて協議することとする。目標としては、実習が最後の研究授業に収斂する在り方を

再検討し、学校業務の全体を広く体験学習できるものとする。実習履修の可否について、上記協議により、事前の一定の単位履修を義務づける、教職への意志と自覚を確認する面接・レポートを課すなど一定の条件を定めることを検討する。

- (6) 新たに始まる教職実践演習について、4年間の教職課程の総括として教員としての基礎的資質能力の獲得如何を確実に点検する方法を追求することとする。その際、現行の1種2種、免許（将来の基礎免許）として必要な資質能力の共通基準化を検討する必要がある。
- (7) 総合大学を含めて教職課程委員会ないし教職センターを必置し、めざすべき教師の資質能力と教育目標を専修免許を含めて定めることとする。
- (8) 学部教職課程でも、教職大学院にならって実務家教員を多様な形で迎え入れることを促進する。とくに前記教職実践演習ではその指導スタッフとして積極的に組み込む必要がある。
- (9) 充実した学部教職課程の推進のために、国公私を通した大学間コンソーシアムなどの設置を追求する。これを、修士レベルでの連合大学院、共同教育課程と連動させることも有益な方向である。
- (10) 上記学部教職課程の改善充実に向けて、課程認定の厳格化をいっそう進める。設置審査だけでなく、設置後の実施審査、評価システム等の整備を進める。これに何らかの形で県段階の教育委員会が関与する方向を検討する。